平成27年度 京都大学若手人材海外派遣事業 スーパージョン万プログラム 研究者派遣プログラム (個人型・チーム型) 公募要領

1. 趣 旨

本学の研究大学としての国際競争力の更なる強化のため、次代を担う若手研究者の国際的な研究活動を強化、促進することを目的として、<u>在外研究(海外大学等での研究や国際共同研究への</u>参画等)を行う若手研究者を奨励・支援します。

若手研究者が海外の優れた大学等研究機関において研究を行い、海外研究者等と切磋琢磨するとともに、国際的な研究ネットワークの構築や国際共同研究等の深化等により今後のグローバルな研究交流等の発展に資する基礎を築き、将来にわたる研究活動の国際展開や外部資金獲得機会の拡大等に繋げることを目指すものです。

本プログラムは、京都大学の次代を担う若手人材(研究者、職員、学生)を対象として、大学が主体となり次世代のグローバル人材を積極的に養成することを目的とした「京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム」の一環として実施し、<u>在外研究の機会を得ようとする若手研究者を、京都大学が独自に審査、採択し、往復交通費・滞在費・研究費を直接支援して、海外研究機関等へ派遣します。</u>

2. 応募条件

※個人型かチーム型どちらかを選んで応募して下さい。重複しての応募はできません。

【個人型】

以下の(1)~(8)の全てを満たしていること。

- (1) 以下の①または②のいずれかを満たす若手研究者(平成27年4月1日時点で原則50歳未満)であること。
 - ①本学に所属する常勤教員(特定有期雇用教員および特定研究員を含む)であって、准教授以下の職の者。
 - ※特定有期雇用教員および特定研究員は「年俸制特定教員」、「特定拠点教員」、「特定病院助教」、「特定研究員」に該当する若手研究者に限定されます。
 - ※特定有期雇用教員および特定研究員は、それぞれが従事するプロジェクト等の制約をご確認のうえ、プロジェクト等の責任者及び競争的資金の場合は配分元機関より渡航の許可を得て応募して下さい。また、任期を超えた渡航は申請できません。
 - ※渡航中も応募条件を満たす身分を持っている必要があります。休職による渡航(有給・無給問わず)は認めません。
 - ※現在海外に滞在中の若手研究者が、渡航を継続するために本事業を応募することも可能です。 (例:日本学術振興会の「海外特別研究員」や「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣 プログラム」等の事業で現在海外に派遣されている者)ただし、休職で渡航中の場合は、本事業 による渡航時には復職していることが必要です。

- ② 応募時点で本学には所属していない日本学術振興会海外特別研究員で、海外特別研究員終了後に本学に採用されることが決定しており、渡航開始時点で①を満たす者。
- ※採用予定部局を通じて周知・応募して下さい。
- (2) 在外研究を目的として、平成 27 年 4 月以降、平成 28 年 3 月 31 日までの間に、中長期(原則として 3 ヶ月以上)の海外渡航を開始する者。

ただし、経費を支援する期間は原則として24ヶ月以下とします。

- ※原則3ヶ月間以上から支援対象となりますが、より長期の渡航期間が優先されます。
- ※1~3ヶ月間の渡航であっても、(5)の条件を十分に満たす場合は、支援する場合があります。
- ※研究遂行上 24 ヶ月超の海外滞在が必要な場合は延長が可能ですが、派遣期間が 24 ヶ月を超える場合であっても、支援額は 24 ヶ月相当分とします。
- ※すでに本事業に採択された者が渡航を継続する場合は、申請前の渡航期間を含め最長 24 ヶ月と します。
- ※当該渡航に係る外部資金等に既に採択されている者は対象となりません。
- ※本事業は第二期重点事業実施計画(平成27年度まで)により実施しているため、平成28 年度以降の支援経費(平成28年度以降に配分する支援経費がある場合)については、内容 が変更がされたり、又は廃止される場合があり得ることをあらかじめご承知おきください。
- (3) 当該渡航に係る受入機関が確保されていること。

ただし、「受入機関」は、本学との学術交流協定締結大学や国際的に著名な研究機関等、 海外の優れた大学等研究機関とします。

- ※日本の研究機関等が海外に設置する研究所等は受入機関として認められません。
- ※営利を目的とした民間研究所等は受入機関として認められません。
- (4) 当該支援を受けようとする在外研究のための海外渡航計画について、外部資金等へ申請した実績、または申請予定があること。
- (5) 在外研究計画、期待される成果等が明確であり、在外研究による成果が本学の国際的な研究活動の強化、発展に資すること。特に、学術交流協定に基づく研究者交流計画は積極的に支援します。
- (6) 在外研究を行うにあたり、相応の語学能力を有していること。
- (7) 申請者が京都大学 e-Learning 研修「研究費等の適正な使用について」(第4版、受講期間: 平成26年11月10日~)を受講完了し、誓約書を提出していること。
 - ※(1)-②の者が応募する場合は、渡航開始までに受講して下さい。
 - e-Learning 研修受講方法:
 - $\underline{\text{http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/events_news/office/kenkyukokusai/news/2014/150331_1.html}$
- (8) 申請者が競争的資金等不正使用・不正受給、不正行為に係る交付制限を受けていないこと。

【チーム型】

<代表者>

上記(1)~(8)の応募条件を満たす若手研究者が代表となること。

<チームメンバー>

上記(1)~(8)の応募条件を満たす若手研究者、または上記(2)(3)(6)(7)の応募条件を満たす本学の学部生・大学院生。

- ※休学中の学部生・大学院生は対象外です。渡航先研究機関で学籍を持つ場合も対象とはなりません。
- ※他大学の研究者も所属機関の了承を得た上でチームに参加しても構いませんが、支援の対象とはなりません。
- ※学部生・大学院生は往復交通費、滞在費のみの支援となります。
- ※チームメンバーの人数に上限はありません。
- ※学生については、採択後渡航開始前までに上記(7)の e-Learning 研修をゲストとしてログインして受講して下さい。
- ※チームの代表者と各メンバーの渡航期間が異なっても構いません。

3. 申請額·支援経費·採択予定件数

支援額上限 : 500 万円程度/12 ヶ月の場合、800 万円程度/24 ヶ月の場合

(渡航先及び期間に応じ調整)

※研究チームでの応募の場合は、ひとりあたりの上限とします。

支援経費 : 往復交通費(実費)、旅行雑費(本学旅費規程の認めるものに限る)

滞在費(概ね1ヶ月あたり20万円~40万円/職位・渡航先による)

※京都大学旅費規程に準拠するとともに、同規程第7条第1項の定め及び

本事業の性質を鑑み、滞在費は減額(一年未満は一律 50%減、一年を超える期間については一律 70%減) 調整した額を支援上限額とします。

研究費(学会参加費、国内外旅費、消耗品費等)(100万円以内)

※外部資金を有する場合、研究費の申請は不可とします。

※研究チームでの応募の場合は、構成員各人それぞれに上記支援をしますが、

学部生・大学院生は研究費を申請できません。

採択想定件数:20件程度(予算等の状況により変更される可能性があります。)

4. 提出書類

(1) スーパージョン万プログラム 研究者派遣プログラム 申請書 1部 ※研究チームとして応募される場合は、代表者が申請書を記入し、別添 1-1 の研究チームメンバーリストを 1 部添付して提出して下さい。別添 1-2 (研究チームメンバー詳細)についてはメンバーの人数分

(2) 渡航計画に関する書類

を提出して下さい。

1式

海外における受入研究者(または受入機関)との連絡状況を示す主要な往復文書(英語以外の言語によるものには、日本語訳も添付して下さい)

※研究チームでの応募の場合は、各渡航先につき1部提出して下さい。

- (3) 教育研究活動データベース(以下「DB」という。)入力後の研究者情報画面の写し(PDF) 1部 ※研究チームでの応募の場合は、各メンバーの教育研究活動 DB を提出して下さい。(学生の場合は提出の必要ありません。)
- (4) 部局申請一覧(部局の事務担当で作成)
- ※ <u>提出書類はすべて部局の事務担当を通じて電子媒体で提出願います。</u> なお、部局担当を通さず、申請者本人から直接提出されたものは受理しません。

5. 申請者が行う手続き

(1) 4. 提出書類(1)~(3)は各部局の事務部を通じて提出して下さい。

申請書内の項目スペース配分を変更することは可能ですが、ページ数を増減することはできません。記入方法の詳細については申請書記入例を確認し、特に、要求経費の使途については本学規程等に準拠し、研究計画と齟齬の無いよう出来るだけ具体的に記入して下さい。

- (2) 海外における受入機関、受入研究者等の承認が確認できる書類を添付して下さい。 申請締切までに取得できない場合は、連絡状況がわかるメール等を添付し、承認が得られ次第追加で書類を提出して下さい。
- (3) DB に研究者情報を入力してください。本事業への応募には、研究者情報の入力を必須とします。本事業への申請手続きの一環として、DB の普及と内容充実を促進する観点から、DB への情報入力をお願いします。DB は、京都大学に所属する研究者の活動状況を社会へ発信しようとするものです。また、既に DB に入力されている研究者につきましても、最新データの入力・更新をしていただきますよう、お願いいたします。
 - ※DB へは、情報部電子事務局推進室発行の ID・パスワードで「京都大学教職員用認証システム」 (https://www.tam2.adm.kyoto-u.ac.jp/) アクセスしていただけます。

6. 部局の事務部が行う手続き

- 各部局事務部は部局の申請者を取りまとめ、部局申請者一覧とともに提出して下さい。
 - ①研究者から提出された書類について、内容等を確認してください。(<u>特に、本事業の応募条</u>件を満たしているか、必ず確認してください。)
 - ②4. 提出書類(4)部局申請一覧を作成し、取りまとめた提出書類一式とともに、全て電子媒体で提出してください。

7. 申請及び申請書類について

- (1) 本支援経費は、複数年度に渡り申請することが可能です。
- (2) 申請は1人1件とします。
- (3) 申請書類の提出後、その記載事項を変更または補充することは認められません。 (受入機関、受入研究者等の承認が確認できる書類の追加提出を除く。)
- (4) 提出された申請書類は、返却しません。
- (5) 申請資格を喪失した場合は、その時点で支援を終了します。

8. 公募開始から採択までのスケジュール

申請締め切り : 平成27年1月6日(火曜日)

審査・採択 : 平成27年2月中旬予定

渡航開始 : 平成 27 年 4 月以降 平成 28 年 3 月 31 日まで

【渡航スケジュール参考例】

- ●例 1・・・受入承諾書取得済みの場合
- ●例 2・・・受入承諾書後日提出予定の場合

	H26		H27									H28	
	11月	12 月	1月	2月	3月	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	3 月	4 月
応募			8										
審査			3	3									
採択/ 内定													
渡航期間						•			0				
経費配分	※出発	時期に応	じて、経暑	貴配分の時	f期が異な	ります。				•			
報告書提出													

9. 審查方法 · 審查基準等

- (1) 審査にあたっては、以下の点を総合的に判断します。
 - ・渡航先が優れた海外研究機関等であること
 - ・在外研究計画が明確であること
 - ・若手研究者が海外へ渡航することにより期待される成果
 - ・当該若手研究者の在外研究が本学の国際的な研究活動の強化に資すること
 - ・在外研究を行うにあたり、相応の語学能力を有していること
 - ・要求経費の使途の妥当性
- (2) 書類審査により支援対象者を決定し、審査結果は本人及び部局事務担当に通知します。
- (3) 審査結果に関する個別の問い合わせには応じられません。

10. 採択決定後の在外研究計画変更

- (1) 本支援経費の採択内定後、または渡航期間開始後であっても、在外研究計画、渡航先機 関、受入研究者、渡航期間等に変更が生じた場合には、速やかに部局の事務部に連絡し てください。部局の事務部は、連絡を受けた場合、研究推進課の本事業担当へ変更内容 等をメールで連絡して下さい。
- (2) 大幅な変更が生じる場合、別途指示の様式による変更届の提出を求める場合があります。

11. 成果報告書の提出

- (1) 在外研究期間終了後1ヶ月以内に、本支援経費による成果等について、下記内容を含む 成果報告書を提出していただきます。
 - ① 本支援経費による成果の報告
 - ② 経費の使途内訳
 - ③ アンケート
 - ※報告書の様式等は、採択者へ別途通知します。

12. 留意事項

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。
- (2) 渡航日程等の変更について
 - ① 申請書記載の派遣期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合に限り可能ですが、延長した日数の滞在費の支給は出来ません。延長を希望する場合には、必ず本事業担当に相談して下さい。
 - ② 病気等のため研究継続が出来ない場合や、研究の進捗上所期の目標を達成することが不可能もしくは著しく困難である場合等、やむを得ない理由により派遣期間を短縮する場合にも、必ず本事業担当に相談して下さい。
 - ③ 私用による一時帰国は、原則認められず、一時帰国のための経費は支援対象となりません。
- (3) 予算配分について

支援経費は運営費で配分予定です。(一部、研究大学強化促進費補助金となる場合があります。)

- (4) 支援経費の返還について
 - ① 費目ごとの経費が大幅に変更される場合や、(2)の②により渡航期間が短縮される場合、当該短縮される期間にかかる滞在費のほか、研究費等、支援経費の一部返還を求めることがあります。

- ② 研究計画、渡航先機関、受入研究者、渡航期間等の大幅な変更により、当初目的が十分に果たせないと判断された場合、支援経費の全額返還を求めることがあります。
- ③ 渡航期間中に本事業で採択された研究目的以外での出張等により滞在先を長期間不在とする場合、滞在費の一部又は全部の返還を求めることがあります。
- (5) 渡航先国に入国するためのビザ等は、申請者の責任において手配して下さい。
- (6) 渡航先国において受入機関等から渡航費もしくは滞在費にあたる経費、またはそれらの 含まれる給与等の支給を受ける場合は、重複の支給にあたるため、当該重複部分について本 経費による支援を受けることはできません。
- (7) 研究チームの中に学生が含まれる場合は、派遣部局において緊急時対応保険に加入すること(詳細はスーパージョン万プログラム事務局へお問い合わせ下さい)。また、学生が採択された場合は、別添2(海外渡航誓約書)を提出していただきます。

なお、学生の参加の有無にかかわらず、危機管理体制については派遣部局において整備しておくこと。

13. その他

- (1) 本プログラムにより支援を受けた若手研究者は、本学の国際的なプレゼンスを高めることを目的とした活動について、本学が主催するものを含む各種のイベント、シンポジウム等への参加、また本学の広報媒体作成等における研究報告や記事の寄稿等、積極的な協力を行うものとします。
- (2) 本プログラムによる成果等について、国内外を問わず広く積極的に情報発信を行うこととし、支援を受けた若手研究者はこれらの情報発信に協力することとします。
- (3)募集は原則として年1回です。平成27年度に渡航開始希望の方は、今回応募して下さい。

■申請書類提出先

所属部局の事務担当へご提出ください。

■問い合わせ先

研究国際部研究推進課 スーパージョン万プログラム事務局

Tel: 075-753-2603, 8-2297

Mail: research_promotion@mail2.adm. kyoto-u.ac.jp